

事業者の皆さんへ

1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、22時までの時短営業
協力金4万円(/日)

20時までに時短営業(酒類の提供は19時まで)する場合は、協力金を上乗せ

(令和3年1月12日から1月末まで)

全県の全ての飲食店・カラオケ店は、20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで)

協力金 4万円(/日)から増額

2 企業におけるテレワーク等の徹底

(令和3年1月8日から1月末まで)

5割の目標設定、業務特性に応じたテレワークの徹底
時差出勤、週休の分散化、年休取得の促進

3 イベント

(令和3年1月8日から1月末まで)

5,000人以下で実施(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)

スポーツやライブなどのイベント前後の会食禁止等の呼びかけ

4 その他

(令和3年1月8日から1月末まで)

- ・ 感染防止対策の更なる徹底
- ・ 職場における昼食時間の分散
- ・ 学校の寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- ・ オンライン授業の併用、時差登校等の実施
- ・ 外出を誘発するイルミネーションは、早めに消灯

知事メッセージ

本県における新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、医療現場では厳しい状況が続いています。

今後、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、先んじて人の流れを抑え、人ととの接触機会を減少させるため、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

[事業者の皆さんへ]

- 1月11日までの間、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、22時までの時短営業を要請しています。これに加えて、1月8日から、20時まで時短営業を前倒しし、酒類の提供を19時までとしていたいた場合には、協力金を増額します。
- 1月12日から1月31日までの間は、県内の全ての飲食店・カラオケ店に対して、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとしていただけようお願いします。
- また、これまでお願いしてきたテレワークについては、5割の目標を設定していただき、時差出勤、週休の分散化、年休取得なども含め、通勤時の密を避ける工夫をお願いします。
- イベントについては、5,000人以下で実施することとし、1月8日以降の新規販売に適用します。

[県民の皆さんへ]

- 生活に必要な場合を除いて、徹底した外出自粛をお願いします。特に、20時以降の飲食を伴う外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、仕事は自宅でできるものは自宅でお願いします。

そのほか、

- 職場においては、昼食時間の分散をお願いします。
- 学校の寮生活、クラブ・部活動などの集団行動においては、感染防止対策を徹底してください。さらに、オンライン授業の併用、時差登校等を実施してください。

緊急事態宣言の発令が見込まれる中、この危機的な状況を県民の皆さん一人ひとりが共有し、新型コロナに打ち勝つため、県民総ぐるみの取組をお願いします。

令和3年1月4日

神奈川県知事 黒岩 祐治